

2020年9月16日：令和2年厚生委員会

○たきぐち委員 それでは、請願二第七号の一、ハンセン病元患者・家族の人権回復及びハンセン病問題の全面解決に関する請願について伺いたいと思います。

昨日、国立ハンセン病資料館、そして多磨全生園に行っていました。改めてこれまでの歴史を確認し、認識を新たにしたところであります。

小池都知事も二〇一七年に多磨全生園を訪問し、昨年も百十周年の式典に出席をされています。都議会においては、我が会派の岡本議員、また公明党の谷村議員も、ハンセン病患者の差別と偏見の歴史や、療養所とは名ばかりの苛酷な生活実態などについて言及されているので、きょうは詳細を述べることはいたしません。明治四十年にらい予防に関する法律が制定され、昭和六年の癩予防法成立で始まった全患者に対する強制隔離政策は、平成八年に法律が廃止されるまで六十五年にわたって続き、ハンセン病患者やご家族を苦しめてきたわけであり、ます。

そこでまず、ハンセン病は感染力は極めて弱い感染症であることがわかっておりますが、法律上の位置づけについて伺います。

○杉下感染症危機管理担当部長医療連携推進担当部長兼務 ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる慢性の細菌感染症で、感染力は弱く、発病もまれであり、医学の進歩により、発病した場合でも適切な治療により治癒する病気となっています。

本感染症の扱いは、らい予防法に位置づけられていましたが、本法律は平成八年に廃止されたところであります。また、平成十年に制定された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においても位置づけられてはおりません。

このため、本感染症に罹患したとしても、医師による届け出や療養所への入所といった対応が法律上求められるものではありません。

○たきぐち委員 例えば、同じ抗酸菌の仲間である結核菌は二類感染症に指定されていますけれども、ハンセン病については、今ご答弁がありましたとおり、感染力が弱く、発病もまれで、適切な治療で治癒するという点で、感染症法には位置づけられていないということでありました。

ちなみに、感染症法が制定される以前は伝染病予防法があって、伝染病の中でも特別な対応が求められるものについて個別に法律があって、それがハンセン病についてはらい予防法だったわけであり、ます。そのらい予防法が廃止された二年後に感染症法が制定されたという時間的な経緯があらうかと思ひます。

らい菌の感染力の弱さは早くからわかっておりまして、昭和二十二年には、治療薬プロミンの日本での試用が開始されたにもかかわらず、昭和二十八年のらい予防法改正でも強制隔離が続けられたことに大きな問題があったと認識をしております。当時の激しい抗議運動の状況は、資料館の展示でもうかがえるところでありました。

平成十三年に、長きにわたる国の政策を誤ったものとして、元患者の訴訟判決を受け入れ、補償や名誉回復など全面的解決に向けた転換が図られました。ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律には、ハンセン病患者への耐えがたい苦痛と苦難の継続に対して、悔悟と反省の念を込めて深くおわびし、いわれのない偏見を根絶する決意を新たにするとあります。

昨年十一月には、偏見と差別の中で望んでいた家族関係を形成することが困難だったことへの認識と取り組み不足に対して、元患者家族に対する補償金の支給にかかわる法律が公布、施行されました。

そこで、今回の請願には、ハンセン病元患者と家族が差別なく暮らせる共生社会の実現に向けて、補償のほか、必要な予算措置を国に求めてほしいとありますが、都の見解を伺ひます。

○杉下感染症危機管理担当部長医療連携推進担当部長兼務 ハンセン病患者の強制隔離や外出制限などを定めていたらい予防法の存在自体が、差別、偏見を生み出していたことから、ハンセン病元患者と家族が差別なく暮らせる共生社会の実現は、国の責任において対応すべきものであり、都は国に対して必要な対策を講じるよう求めてまいります。

○たきぐち委員 国の責任が極めて重いということはいうまでもありません。

都としてはこれまで、療養所入所者や元患者ご家族への慰問、元患者ご家族への生活援護のほか、普及啓発活動として、写真パネル展やDVDの上映会などを実施されてきたと、先ほどご説明がありました。

請願では、こうした都の施策について、その実績と検証、そして地域社会での啓発を求めているところでありますが、これまでの事業の成果と課題を検証した上で今後の施策展開を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○杉下感染症危機管理担当部長医療連携推進担当部長兼務 都は、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図るため、毎年、らい予防法による被害の名誉回復及び追悼の日である六月二十二日を中心に啓発活動を行っております。

具体的な内容としては、ハンセン病問題の歴史や背景、近年の動向などを解説したパネル展の開催や、ハンセン病療養所に入所していた元患者が受けた差別や偏見を題材にした映画の上映等となります。

映画上映前に行っているハンセン病資料館学芸員による講演会は、ハンセン病に関する理解が深まったという声を多くいただいております。

今後こうした声を踏まえ、効果的な普及啓発を継続して実施してまいります。

○たきぐち委員 上映会の作品の一つである「あん」、これは樹木希林さんがハンセン病患者を演じるものでありまして、私も見ましたけれども、多くのことを感じさせてくれる映画だということで、ぜひ多くの方に見ていただきたいと思っております。

こうした上映会には、近年は百名から二百五十名ぐらいの参加数だと、岡本議員の質疑の中で答弁をいただいているところでもありますけれども、平成十三年からパネル展示等々を実施されているということで、延べ二千人から三千人、あるいはそれ以上の方々が参加されているのかなというふうに思います。

上映前には、ハンセン病資料館の学芸員による講演会も実施されていると、今ご説明がありました。地元の関野議員から、東村山市においては、小中学生が定期的に資料館、全生園を訪問して当事者のお話を伺うなど、熱心に取り組まれていると聞いているところでもあります。

ぜひ都としても、引き続き多くの方々にハンセン病の理解が深まるよう普及啓発に取り組んでいただきたいと思っております。

ハンセン病の患者数は、平成八年の時点で、在宅患者、新発見患者を含めて五千九百六十一人というデータがありますけれども、らい予防法の廃止によって、先ほどご答弁がありましたけれども、届け出がなくなったということから、現在は療養所入所者数のみ正確な人数が把握されているのが実態だと思います。

全国十四カ所の療養所に、ことしの五月一日現在で一千九十五人が入所されていて、多磨全生園には百四十四名の方が入所されていると、これは資料館のパネルにそういった展示がありました。

そして、厚労省は、ご家族まで含めた補償金支給の対象者数を約二万四千人と想定をしております。八月十四日現在で、親、子、配偶者や兄弟姉妹など、合計で三千八百四十九件を認定していると公表されています。これは対象者の約一六%に当たるわけでありまして。

請願では、法の施行から五年間という請求期限において、補償の対象でありながらも、差別、偏見の被害から請求を諦めることがないように周知徹底を図ってほしいと求めています。これは、ハンセン病元患者の家族であることを、配偶者や子供に隠して生きてきた方々の存在があります。

ある報道番組においては、家族に迷惑をかけないようにと、療養所を退所した後も何十年も孤独に生きてきた元患者さんが、国の政策転換と法律の施行を受けて家族に会う決心をして、お兄さんに対して、補償の申請ができるけれども、申請をすることが障害にならないか、迷惑がかからないかということを確認しながらお話をするという様子を取り上げられておりました。そこには、我々の想像を超える苦悩の大きさと問題の深さがあることを感じるところでもあります。

こうした実態を踏まえ、ハンセン病元患者家族に対する補償金については、さまざまな機会を捉え、相談窓口の周知徹底を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○杉下感染症危機管理担当部長医療連携推進担当部長兼務 ハンセン病の元患者、回復者、そのご家族においては、申請をきっかけに周囲に知られてトラブルとなることへの不安から、相談に至らないこともあると聞いております。

このような当事者の心情も踏まえ、並行して、差別や偏見を取り除く政策を進めることが肝要であることから、引き続き普及啓発活動を実施しており、今後とも、さまざまな機会を捉えるとともに工夫を凝らし、国の相談窓口の周知徹底を図ってまいります。

○たきぐち委員 ハンセン病の歴史を知ることは、ただこの病気に対する理解を深めるということだけではなく、現在も横たわるさまざまな差別、人権課題に通底する問題への取り組みだと私は考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症においても、感染者に加えて、医療従事者や保育士のご家族や子供が差別を受けるということが、現実的に生じているのが日本の社会の実態であります。

ハンセン病は、都の人権指針において個別的人権課題として掲げられておまして、人権教育、啓発の総合的な推進を図るとともに、感染症を正しく理解する、正しく恐れるためのリスクコミュニケーションによる医学的、多角的、多面的なアプローチも重要だと考えます。

都の人権施策との連携のもと、感染症に対する正しい理解を深め、今後も発信し、偏見と差別を生み出さないための取り組みを進めることが、請願にある真の意味での共生社会の実現に近づくものと考えますが、吉村局長の考えを伺います。

○吉村福祉保健局長 感染症法の前文には、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後にかすことが必要であると記載されております。

本法律の理念を踏まえ、今後とも、感染症の患者等の人権を尊重し、誰もが安心して平穏に暮らすことができるよう、感染症全般に関し、差別や偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を行ってまいります。

都として、引き続き人権施策とも綿密に連携しながら、偏見と差別を生み出さないための取り組みを実施、実践してまいります。

○たきぐち委員 ご答弁ありがとうございます。

当事者ではない方々、社会が関心を向けるというのは、本当に難しいことだと思います。私も今回質疑をするに当たって、昨日、全生園等々お伺いをしたわけでありますけれども、日本財団の調査、二〇一五年の調査でありますけれども、ハンセン病を知っているという認知率は六四%あるということですが、このうち約七割の方は少し知っているというふうに回答しておまして、ハンセン病の存在は知っているけれども、実際にどういった歴史があって、どういった偏見や差別で、苦しまれてきたことを知っている人は多くないというふうに思います。

私自身、きのう足を運ばせていただいて、大変天気がいよいよ午前中でありまして、のどかで緑豊かなこの場所が、今は開放されていて、ちょうど保育園児が保育士さんと散歩をされているところに出くわしたわけでありますけ

れども、お祭りのときには、東村山市やその周辺の地域から多くの方々が集う場所になっているということを関野議員からも聞きました。

同時に、約三十五ヘクタールという広大な敷地を歩きながら、この場所で隔離されてきたその情景を想像すると、私が軽々に論ずることはできない、そんな気持ちにもなったところでもあります。

きのうときょう、熊本の療養所において、人権を軽視する遺体解剖が行われていたということが新聞でも報じられているところであります。これまでの歴史から目をそらすことなく、そして、今なおいつでも起こり得る差別、人間の弱さというものを認識しながら、さまざまな機会を通じて、都として、感染症への理解や人権意識の醸成を図っていくことを強く求めまして、本請願に採択を表明して、質疑を終わります。